

淀川河川公園協議会の発足について

令和7年7月17日

淀川河川事務所

これまでの淀川河川公園協全体協議会・地域協議会の現状と課題

現状	● H20年の基本計画に基づき、<u>地区ごとに地域の特性を踏まえた方針を決める</u>ために公園全体を上流～下流の4つの地域に分け、整備方針等に関して各地域で協議会が設置されている。 ● 地域協議会にて、個別の地区に関する整備計画や運営管理等に関する議論を進め、<u>全体協議会では各地域協議会の代表者（会長）が集まり、整備や検討状況の報告・評価</u>を行う。また、全体協議会では、公園全体の共通課題について議論を行う。
課題	● 基本計画策定当時に比べ、予算や人員の減少に伴い、過年度に作成した地区別整備計画の実行に時間を要することにより、新たな議題の提案頻度が低下し、ひいては<u>地域協議会の開催頻度が減少</u>している。公園全体の状況報告・点検の場である全体協議会も平成26年度以降開催されていない。 ● 4つに分けられているものの、<u>各地域協議会の対象エリアが広く</u>、ピンポイントの地区について議論する際にも関連性の薄い自治体や地域住民の参加が求められ、負担となるとともに<u>活発な議論が行われにくい</u>。

⇒ 協議会の運営を効率化するとともに、多様な関係者の参画による議論・取組を活発化させ、基本計画の実現に向けた整備や管理運営の推進を図ることが重要

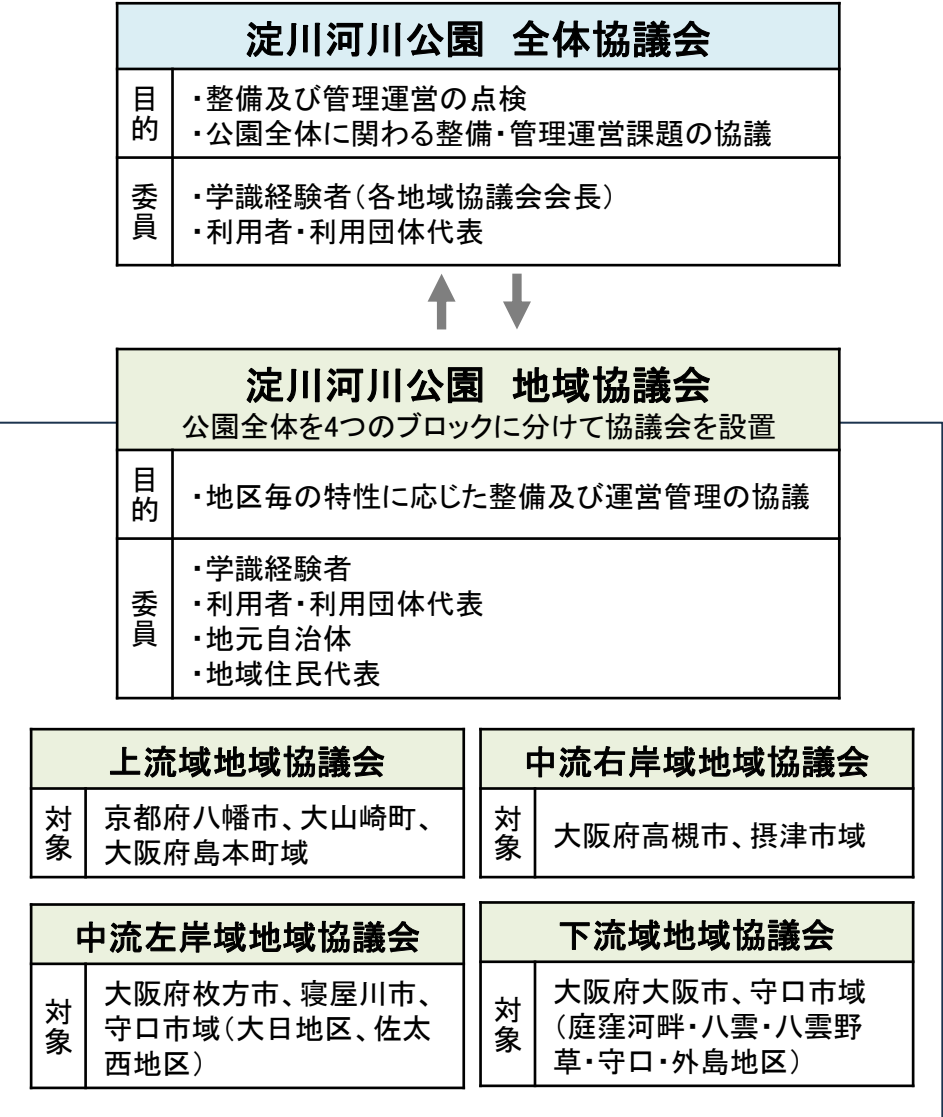


方針	淀川河川公園50周年を契機とした新しい協議体の形成
ポイント	● <u>4つの地域協議会と全体協議会を統合</u>した「淀川河川公園協議会」の設置 ● 学識委員を含む<u>委員の再編、任期の設定</u> ● 部会の設置、議題に応じた<u>各種関係者の柔軟な参画</u> ● <u>デジタル技術（WEB会議による開催等）</u>を活用し、より広く開かれた協議会の運営

淀川河川公園協議会の発足について

新たな協議会体制

■これまでの協議会体制



統合

■新たな協議会体制

淀川河川公園協議会		
目的	淀川河川公園基本計画の基本方針に基づき、公園の整備や管理運営に関する審議・確認を行う	
協議	・基本計画の方針や内容、ゾーニング計画に関すること ・基本計画に基づいた公園整備計画案に関すること ・既存の公園整備計画に基づく整備状況及び管理運営に関すること	
対象	淀川河川公園及びその予定区域	
委員	・学識経験者 ・公園管理者 ・運営管理者(公園管理センター) ・関係府・指定都市(大阪府、京都府、大阪市) ・関係市町(八幡市、大山崎町、島本町、高槻市、摂津市、枚方市、寝屋川市、守口市)	
	任期等	・任期:2年 ・年齢制限:委嘱時原則満65歳、満75歳以降には再任は行わない ・会長:任期2年、再任は連続3期を上限
その他	・都市公園法に基づく公園協議会として明記 ・アドバイザー・部会の設置を可能とする ・WEB会議による開催を可能とする	

報告 ↑ ↓ 指示

部会	
概要	必要に応じて、協議会は部会を設置できる(協議事項は部会毎に協議会で定める)
委員	会長及び事務局が指名(協議会の委員、公園利用者・団体代表者、その他、会長及び事務局が必要と認める者)

■公園協議会の進め方(案)

